

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年11月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事業主の行為準則」です。

## 第23講 「事業主の行為準則」

### （確定拠出年金法第43条 ほか）

「事業主の行為準則」とは、企業型年金を実施するにあたり、事業主が規範としてならうべきルールのことです。事業主の行為準則に関する規定としては、確定拠出年金法第43条（事業主の行為準則）があり、この他に確定拠出年金法施行規則第23条（事業主のその他の行為準則）、第24条（運用関連業務を行う事業主のその他の行為準則）などがあります。まず、確定拠出年金法第43条（事業主の行為準則）をみてみましょう。

#### 確定拠出年金法第43条（事業主の行為準則）

第1項 事業主は、法令、(略)及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第2項 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第3項 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

第1号 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、(略)運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

第2号 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

第4項 事業主（運用関連業務を行う者である場合に限る。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

第1号 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

第2号 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第43条は事業主の行為準則に関する規定で、行為準則の内容が、「忠実義務」（第1項）、個人情報保護義務（第2項）、「禁止行為」（第3項、第4項）に分けて定められています。

第1項の「忠実義務」とは、忠実に業務を遂行する義務のことです。事業主は、法令や企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等（以下「加入者等」）のために忠実に業務を遂行する義務を負います。具体的な留意点は法令解釈第9.1(1)に記載されており、主な事項は次の通りです。

- ① 運営管理機関、資産管理機関を選任する際は、もっぱら加入者等の利益の観点から、業務の専門的能力の水準、業務・サービス内容、手数料の額等を複数の機関について、適正な評価を行い選任すること。
- ② 運営管理機関に委託している運営管理業務、とりわけ運用関連業務がもっぱら加入者等の利益のみを考慮して適切に行われているかを確認するように努めること。

- ③ 投資教育を運営管理機関などに委託するときは、法令解釈に定められている投資教育の内容や実施方法に沿って、加入者等の利益のみを考慮して適切に投資教育を行うことができるか否かを十分考慮して委託先を決定すること。
- ④ 自社株式又は関連企業の発行する株式を運用方法として提示できるのは、もっぱら加入者等の利益のみを考慮したうえで妥当と認められる場合に限られること。又、提示に際しては、加入者等に対して倒産リスクについて十分に情報提供すること
- ⑤ 加入者等から企業型年金の実施状況に関し、照会又は苦情があったときは、事業主自らが誠実かつ迅速に対応するか、運営管理機関に誠実かつ迅速に対応させること。
- ⑥ 少なくとも年1回以上、運営管理機関及び資産管理機関から業務の実施状況等について定期的な報告を受け、加入者等の立場から見て必要があると認められる場合には、業務内容の是正又は改正を申し入れること。

もっとも、これらさえ遵守すれば忠実義務に関して法令違反を問われないというものではありません。そのため、法令解釈では、これらに事項について、「少なくとも留意しなければならない事項」として記載しています。

第2項の「個人情報義務」とは、個人情報の保管や使用に関する制約などに関する義務です。事業主は、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の保管・使用に当たっては、業務の遂行に必要な範囲で保管・使用しなければなりません。ただし、この制約には例外があり、本人の同意がある場合、及び、正当な事由がある場合には、業務に必要な範囲を超える保管・使用が認められます。法令解釈第9. 1(2)では、「業務に必要な範囲内」での個人情報の保管・使用の例として、以下の場合が挙げられています。

- ① 退職により加入者資格を喪失した者に対して、個人別管理資産額を踏まえて手続きの説明を行うため、脱退一時金の受給要件の判定に必要な範囲で、個人別管理資産額に関する個人情報を活用する場合。
- ② 加入者資格喪失後、一定期間経過後に、個人別管理資産の移換の申出を行っていない者に対して、申出が速やかに行われるように促すために、氏名や住所の情報を活用する場合
- ③ 運用指図者に影響を及ぼす企業型年金規約の変更を行う場合、その内容を周知させるため、氏名や住所等の情報を活用する場合。

なお、確定拠出年金法Q&A(厚生労働省)No.159によれば、①の脱退一時金の受給要件の判定に必要な範囲とは、脱退一時金の支給要件を満たす金額以下であるか否かを確認することに留まり、具体的な個人別管理資産額の確認ではない点には注意が必要です。

また、個人情報保護義務については、「個人情報保護法」、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則」が適用される点にも留意が必要です。

「禁止事項」は企業型年金を実施する全ての事業主に適用される禁止事項(第3項)と運用関連業務を行う事業主のみに適用される禁止事項(第4項)に分けられます。

第3項では、全ての事業主に適用される主な禁止事項として、自己又は加入等以外の第三者の利益を図る目的で、運営管理機関及び資産管理機関を選任することが禁止されています。この他に確定拠出年金法施行規則第23条では、自己又は加入等以外の第三者の利益を図る目的で、運営管理機関に特定の運用方法を加入者等に対して提示させることや、加入者等に、特定の運用方法について運用指図を行うこと又は行わないことを勧めることが禁止されています。

第4項では、事業主が運用関連業務を行う場合の禁止行為として、自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的で、特定の運用方法を選定することが禁止されています。この他に確定拠出年金法施行規則第24条では、加入者等に対して、提示した運用方法に関し不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し運用指図を行わせることなどが禁止されています。これらは、運営管理機関に準じた行為準則といえます。

なお、事業主の行為準則のうち、運用関連業務を行う事業主の禁止行為に関する規定を除く部分は、確定拠出年金法第73条等により、個人型年金における国民年金基金連合会にも準用されます。

今回は、「運営管理機関の行為準則」です。

※記載内容は2023年11月1日現在の法令に基づくものです。